2　支援内容及び支援形態

⑴　動機付け支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

⑵　特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から３月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

⑶　面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～カ　（略）

キ　支援形態は、１人当たり20分以上の個別支援又は１グループ（１グループはおおむね８人以下とする。）当たりおおむね80分以上のグループ支援とすること。ただし、面接による支援の内容を分割して行う場合において、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援については、面接に代えて、電話等により行うことができる。

⑷　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ　（略）

ウ　必要に応じて評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から３月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ　（略）

第２　積極的支援の実施方法

１　支援期間及び頻度

⑴　初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者（実施基準第８条第２項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

⑵　積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この⑵において同じ。）が終了した後、３月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、ア又はイに掲げる者については、それぞれア又はイに掲げるところにより支援を行うこと。

ア　積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援（３月以上の継続的な支援を含むものに限る。）を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの　初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は３月以上の継続的な支援を行うこと。

イ　積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者　初回の面接による支援が終了した後、３月以上の適切な支援又は３月以上の継続的な支援を行うこと。

2　支援内容及び支援形態

⑴　動機付け支援対象者（実施基準第７条第２項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

⑵　特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から６月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

⑶　面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～カ　（略）

キ　支援形態は、１人当たり20分以上の個別支援又は１グループ（１グループは８人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

⑷　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア・イ　（略）

ウ　必要に応じて行動計画の策定の日から６月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から６月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ　（略）

第２　積極的支援の実施方法

１　支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、３月以上の継続的な支援を行うこと。